

## 令和6年度岡山県高等学校就職問題検討会議 申し合わせ事項

(令和7年3月26日開催)

### 1 一人一社制について

- ・現行どおり11月1日以降に複数応募・推薦を可能とする

### 2 民間職業紹介事業者による就職あっせんについて

- ・新規高等学校卒業者を対象とする就職あっせんについては、民間職業紹介事業者は現時点では参入されておらず、参入する場合は、一定の様々なルール作りを行っていく必要があり、経過措置を設けるなど、生徒・学校・企業とも混乱することがないように丁寧な対応を念頭に、来年度以降も他都道府県の動向も注視しつつ継続検討していく。

よって、令和8年3月卒業予定者については、現行の体制（民間職業紹介事業者の就職あっせんと併用は採用せず、学校の就職あっせんのみとする。）を継続することとする。

### 3 高卒求人公開範囲及び公開時期の見直しについて

- ・必要に応じて学校、企業等の関係者へのアンケート調査等を実施しつつ、各都道府県高等学校就職問題検討会議において、高卒求人公開範囲及び公開時期の見直しについて検討を進めることとなっているため、全国高等学校長協会、主要経済団体、文部科学省及び厚生労働省で調整の上作成するアンケートのひな形が示されましたらアンケートを実施し、アンケート結果を踏まえた検討を行う。

### 4 応募書類の取扱いについて

- ・現状は高等学校から求人者へ応募書類を送付する際には、手書き作成・パソコン作成にこだわる求人者も一定数存在することから、担当教諭が求人者に確認した上で書類を送付することは大きな負担となっている。担当教諭の負担を軽減するため、ハローワークが求人説明会の場において、「手書き作成」又は「パソコン作成」のいずれかの作成方法を強く希望する場合は、どちらかの希望を求人票に記載するよう説明し、毎年度労働局で作成している「求人募集のしおり」へも記入方法等を掲載することとする。具体的には求人票の「5 補足事項・特記事項」欄にパソコン作成や手書き作成の希望を記入いただくよう、求人者へ説明する。

5 就職に係る問題事象が起きた場合の流れについて

- ・就職に係る問題事象が発生した場合の対応についての流れを県教育委員会と労働局で取り決めている。